

国会法の一部を改正する法律案要綱

第一 委員会の議事定足数の廃止

委員会の議事を開くことについて、その委員の半数以上の出席を要しないものとする。

(本則関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日後最初に召集される国会の召集の日から施行するものとする。(附則関係)